

## 17世紀佐賀藩における鷹と鷹場

伊藤, 昭弘  
佐賀大学地域学歴史文化研究センター : 准教授

<https://doi.org/10.15017/2236357>

---

出版情報 : 鷹・鷹場・環境研究. 3, pp.25-38, 2019-03-22. Faculty of Arts and Science, Kyushu University  
バージョン :  
権利関係 :

<論文>

## 17 世紀佐賀藩における鷹と鷹場

Hawks and Hawking Grounds of Saga Han in the 17th Century

伊藤 昭弘  
ITO, Akihiro

### 要旨

本稿の目的は、佐賀藩における鷹・鷹場についての研究を進展させるために、まず 17 世紀の状況を整理することにある。

佐賀藩初代藩主鍋島勝茂は、鷹狩りを非常に好み、佐賀平野全域に鷹場を設けていた。特に鶴が飛来した佐嘉郡・小城郡・杵嶋郡の鷹場を大切にし、独占した。

息子である元茂・直澄・直朝が分家すると、勝茂は彼らを対象とした鷹場にかんする統制を設けた。彼らの佐嘉郡・小城郡・杵嶋郡の鷹場利用に制限をかけることで、彼らを明確に藩主の臣下と位置づけるものだった。

二代藩主鍋島光茂は、祖父ほど鷹を好んでいなかったが、家臣の序列形成に、鷹を利用した。まず彼は、佐賀藩の諸獵を管理する役所「諸獵方」を設置した。さらに彼は「諸獵方御法度」を制定し、鷹の使用をめぐる家臣の序列を明確にした。

### Abstract

The purpose of this paper is to organize the situation in the 17th century in order to advance research on Hawk and hawking grounds of Saga Han.

Katsushige Nabeshima, the first lord of the Saga Han, liked hawking very much and had

established a hawking grounds throughout the Saga plain. He cherishes and monopolized the hawking grounds of the Saga-gun, Ogi-gun, Kishima-gun where the crane arrived, in particular.

When his sons Motoshige, Naozumi, Naotomo became independent, Katsushige established control over the hawking grounds for them. By restricting the use of hawking grounds in Saga-gun, Ogi-gun, Kashima-gun, they were clearly regarded as vassals of the lords.

The second lord, Mitsushige Nabeshima did not like the hawk as much as his grandfather, but he used the hawk to form the rank order of the vassals. First, he established the "Shoryo-kata", a office that manages the hunting of the Saga Han. In addition, he enacted "Shoryo-kata Gohatto" (law on hunting) and clarified the rank of vassals over the use of hawks.

### はじめに

成り立から 17 世紀末にかけての佐賀藩にかんする研究は、藩主・鍋島氏の権力確立や、家臣団の序列形成といった点に注目されてきた<sup>1</sup>。その

概要を述べると、もともと東肥前一带の地は龍造寺隆信が掌握し、その勢力は北部九州一带におよんでいた。しかし天正12年(1584)の沖田畷合戦において隆信が戦死し、その跡を嫡子政家が相続すると、隆信の義弟である鍋島直茂が政務を代行して権力を握った。そのご朝鮮出兵や関ヶ原合戦などを経て、直茂の嫡子勝茂を初代藩主とした佐賀藩が成立した。

鍋島佐賀藩(35万7千石)は、成立当初より内外に課題を抱えていた。幕府・徳川将軍家にたいしては、関ヶ原合戦で勝茂が西軍に与したことを負い目をして抱え、徳川への忠誠をアピールしなければならなかった。そのため勝茂は、長男(庶子)の元茂をはじめ、五男直澄・九男直朝を江戸に証人として置いた。

元茂・直澄・直朝には江戸堪忍料として佐賀藩内に知行が与えられた。しかし三人全員の江戸常駐は佐賀藩にとって大きな負担となり、寛永18年(1641)以降、三人は参勤交代をおこなうようになった。いわゆる「内分支藩」としての小城藩・蓮池藩・鹿島藩の成立である。

これら分家の創出は、こうした対幕府関係を契機としたが、一方で藩内における鍋島氏の権力強化策でもあったとされる。佐賀藩内には、もともと龍造寺氏のもとに鍋島氏と同じく臣従していた重臣たちや、隆信の弟・子などを祖とした家々(諫早・多久・須古・武雄の四家)が存在しており、直茂・勝茂のカリスマ性によって、家中をとりまとめていた。三家のほか、勝茂の八男直弘(白石鍋島家)・十一男直長(神代家)が立てた分家の知行地は、家臣たちの知行地を削減して捻出された。

しかし重臣層、特に龍造寺系の四家については配慮がなされ、請役や当役などと称された筆頭家老職は、四家の当主が交代で勤めることとされた。一門の分家と龍造寺四家、および佐嘉城下から離れた深堀・神代を知行地とした深堀鍋島・神代鍋島家は「大配分」と称され、他の知行取り家臣(「小配分」)に比して知行地もまとまっており、格段

表1 佐賀藩家中の家格(重臣層)

三家	小城鍋島家、蓮池鍋島家、鹿島鍋島家
親類	白石鍋島家、川久保鍋島家、村田鍋島家、村田家
親類同格	諫早家、多久家、武雄鍋島家、須古鍋島家
家老	深堀鍋島家、神代鍋島家、坊所鍋島家ほか
着座	納富鍋島家、有田家ほか

親類同格以上は「備」と呼ばれた独自軍を編制。家老・着座は大組頭として藩士を率いたほか、「私」と呼ばれる独自軍も有した。

の自立性を有していた。

勝茂の跡は嫡子である忠直が継ぐ予定だったが、若くして亡くなったため彼の子である光茂が、明暦3年(1657)二代藩主となった。彼は小城・蓮池・鹿島鍋島三家が佐賀藩主のもとにあることを明文化した「三家格式」<sup>2</sup>を制定したほか、龍造寺四家を「親類同格」という格式に置くなど、藩主を頂点とした家中秩序を完成させた(表1)。

以上のような佐賀藩研究のなかで、鷹狩りや鷹場を取り上げたものは管見の限りみあたらない。慶安5年(1652)から明暦元年(1655)にかけて勝茂が制定した、佐賀藩の基本法制とされる「鳥ノ子御帳」<sup>3</sup>には、鳥獣の猟に関する規定は皆無で、振舞に鶴を出すことの禁止と、鷹師の「乞筈(免札)」に関する条文がみられるのみである。そのためこれまでの佐賀藩研究において、鷹狩りを含む諸猟が取り上げられなかったのではなかろうか。

しかし今回の共同研究において、筆者はおもに勝茂および二代藩主光茂にかかる諸猟関係史料を確認することができた。本稿は、それらの史料を用いて17世紀中頃までの佐賀藩鷹狩り・鷹場政策を検討し、これまでの佐賀藩研究に一石を投じるような知見が得られるか、試みたものである。

福田千鶴氏によれば、近世初期において鷹・鷹狩りをめぐる葛藤が諸藩の藩主一家臣間で惹起し、御家騒動に発展することもあったという<sup>4</sup>。鷹は権威の象徴であり、その独占は、藩主にとってみずからの威光を家臣領民に示すものであった。佐賀藩においては、藩主一家臣の緊張関係や藩主権力の確立過程において、鷹・鷹狩りがどの

ような役割を果たしたのだろうか。

なお今回用いた史料において、鷹狩りに使用した鳥としては大鷹・鶴・隼が挙げられている。一方たんに「鷹」と表記された場合、上記三種類の鳥全てを包摂した意味で使われている。本稿でもそれに従い、「鷹」＝「大鷹・鶴・隼を全て指した表現」とする。

## 1 勝茂期の鷹場と法度場

前述のとおり、勝茂が発令した基本法制「鳥ノ子御帳」に諸獵の記述は皆無だが、彼自身は非常に鷹狩りを好んでいた。

あるとき勝茂（在府中とみられる）は、重臣・鍋島生三道虎（坊所鍋島家）にたいし、対馬藩の重臣・柳川豊前へ大鷹三連と人参三斤を所望するよう指示した<sup>5</sup>。大鷹を求める理由として、勝茂は「我等鷹共皆々死候」と述べている。そのうえで尚々書において、「鷹が来ないと冬の慰みがない。どんな鷹でもいいから送ってくれ」と懇願している。また年は不明だが、10月から翌年正月のあいだ、「勝茂様御鷹」が捕らえた鳥数は157羽におよんだという<sup>6</sup>。ほかにも鷹を求めて松前へ家臣を派遣したり<sup>7</sup>、福岡藩の鷹匠と交流するなど<sup>8</sup>、勝茂の鷹狩り好きをうかがわせる史料がいくつも遺っている。

勝茂治世期における、鷹狩り関係令達をみていきたい。年次が明らかな史料では、まず元和4年（1618）正月28日、多久長門守安順・鍋島（武雄）主殿助茂綱<sup>9</sup>・須古下総守信明・諫早右近允直孝の連名で出された「定置條々」<sup>10</sup>に

①鉄砲の訓練は3月～7月に、定められた場所にておこなう。

②海・陸とも「法度之在所」においては、鷹狩りや鉄砲・毘による鳥獵を禁止する。

③「法度迦（はずれ）」の場でも、毘を用いての獵は「筈（免札）」を持つ者に限る。

と、諸獵にかんする規定が3カ条みうけられる。

①は獵に直接言及していないが、季節を限定し、

表2 寛永17年「御法度在所」

三根郡	米田下、中津熊下、千葉下、綾部下
神埼郡	横田大豆田上迄、茶ヶ里、大間高志ノ上、横内、牟田、ふすへ、西溝、野寄
佐嘉郡	新庄近所、淵近所、中牟田沖近所、八戸近所、蠣久近所、木角近所、古賀堀、飯盛新ヶ江、鹿子新ヶ江、高太郎新ヶ江、鹿江新ヶ江、崎ヶ江新ヶ江、犬童林
小城郡	芦ヶ里、久保田、正手近所、餅田近所、津ノさうみ近所、三ヶ嶋さうみ近所
杵嶋郡	白石、六角、佐留志、山口、小田、大町山、福母山、北方山、志久山、焼米山
藤津郡	七浦一職

雉取札	白石御狩山一職、大町山、福母山、北方山、志久山、焼米山、七浦山、犬童林
-----	-------------------------------------

おもに冬鳥の飛来に影響しないよう定めたのではなかろうか。また②により、「法度之在所」なるものが設定されていたことが判明する。

寛永11年（1834）7月26日鍋島隼人・有田左馬助・鍋島伊織・鍋島玄蕃・成富十右衛門尉・鍋島五郎左衛門尉宛勝茂書状<sup>11</sup>には、「西目・東目之鷹場」とある（佐賀藩では佐嘉郡と小城郡の境目を流れる嘉瀬川にて、藩領を「西目」「東目」と分ける）。鷹場の具体的な地名としては「新庄」しか出てこないが、藩領内に広く鷹場が設定されていたとみられる。

寛永13年（1636）と推定される<sup>12</sup>多久美作茂辰・「対馬」（神代常親か）宛勝茂書状<sup>13</sup>では、藤津郡七浦の「ゆの木・こけ谷」を「法度之在所」に定めている（雉子が多く棲息していたようだ）。またこの書状では両所を「鷹場」とも表しており、「法度之在所」＝「鷹場」ということになる。

「法度之在所」（以下「法度場」とする）の具体的な場所については、寛永17年（1840）に出されたと推定される「御法度在所之覚」<sup>14</sup>に詳しく定められている。表2が記載されている地名で、確定・推定できたものを図1に示した（ゴチック体の地名で、下線や○が付されているものも含む）。養父郡・松浦郡・彼杵郡・高来郡といった遠隔地には設定されていないが、おおよそ佐賀

表3 寛永20年「鷹場誘并法度在所付」

鷹	陸地は法度場以外、家中に許可
鉄砲	陸海とも全域禁止、山内地方は「筈」発行
締	法度場以外は「筈」発行
鳩打	法度場以外は「筈」発行
小鳥	藩主の餌差者のみ

平野全域に広がっていたことがわかる。

それでは法度場とは、具体的にはどのような規制がかけられていたのだろうか。寛永20年(1843)2月7日に勝茂が有田左馬助へ出した「鷹場誘并法度在所付」<sup>15</sup>(以下「鷹場誘」)を検討したい。この史料は佐嘉郡のみ対象としており、有田左馬助は別の史料<sup>16</sup>でも、佐嘉郡に限定した指示を勝茂よりうけていることから、同郡の郡代もしくは代官<sup>17</sup>とみられる。

表3に、「鷹場誘」に記された諸猟の規制をまとめた。まず鷹の使用は、法度場外であれば家中の者に認めている。また「筈」とは佐賀藩では「札」を意味し(たとえば藩札の一種である米札は「米筈」と呼ばれた)、特定の者にたいし免札を発行していた。鉄砲は山内地方以外全域(「海上」含む)で禁止されており、音による渡り鳥への影響を考慮したのだろうか。山内地方は現在の佐賀市富士町や三瀬、神崎市脊振など小城郡・佐嘉郡・神埼郡の山岳地帯で、平野部一低湿地から離れていることから認められたのだろう。締(毘の一種と考える)や鳩打も法度場以外は許可制ながら認められている。こうしてみると、法度場ではあらゆる猟が禁止されていたことがわかる。

ただ「鷹場誘」には、表3の内容とは矛盾するかのような記述もある。例えば表3では鉄砲について、海は全域使用禁止(「海上一職法度」)としているが、別の部分では「鉄炮法度之海上」として、「飯盛江同瀉」と、飯盛村の「江」(川・クリークのことか)と干瀉など6ヶ所を指定している(ほかの「海上」は法度の対象外と読める)。また佐嘉郡「一職」において、3~7月であれば五位鷺と鵠(カチガラス)を除き鉄砲による鳥猟、秋冬も鷹・鉄砲・締による雁・鶴以外の鳥猟が認められている。ここでの「一職」に、法度場は含

まれていないと考えられるが(法度場で鉄砲を使えば、雁も鶴も寄りつかなくなる)、それ以外の地域では鉄砲使用が認められていたことになる。なお鵠は朝鮮侵略のさい、鍋島直茂が朝鮮半島から連れてきたとされており、特別な鳥として保護されていた。

「鷹場誘」は、まずは表3のようにある程度一律的・一元的に制度を定め、そのうえでさまざまな除外規定などが設けられたと考えられる。それでも「鷹場誘」全体でとらえれば、佐賀藩領内には諸猟にかんする厳しい統制が敷かれており、ひとえに法度場=藩主の鷹場を守るためであったといえる。

## 2 分家と鷹場

寛永17年「御法度在所之覚」と同20年「鷹場誘并法度在所付」が収録されている「泰盛院様御代御書附」には、ほかにも寛永18年(1841)9月と正保2年(1645)5月に勝茂が出した、諸猟にかんする規定がある。前者は小城鍋島家初代鍋島元茂と蓮池鍋島家初代鍋島直澄へ(以下「寛永18年令」とする)、後者は元茂と鹿島鍋島家当主鍋島直朝へ出された(以下「正保2年令」とする)。

前述のとおり、寛永17年に元茂・直澄・直朝は江戸常駐から解放され、参勤交代をおこなうこととなった。参勤交代の一環としての初帰国は、先行研究<sup>18</sup>では元茂のみ、その時期が判明する。元茂は寛永18年5月に帰国しており、寛永18年令は、元茂の初帰国にさいし、分家の当主である息子たちの扱いを勝茂が定めたものと本稿では考える。

元和3年(1617)正月16日、勝茂は元茂(当時は三平)にたいし、「於領中鷹・鶴其外諸鳥、并狩場山にて猪・鹿鉄炮にて打候儀不苦候」<sup>19</sup>と、すべての猟を許している。寛政12年(1800)に成立した年譜<sup>20</sup>によれば、元茂は慶長19年(1614)、13歳で証人として出府した。そして元

和3年、祖父・直茂の隠居料および直茂附属の家臣たちを相続<sup>21</sup>するため幕府へ帰国を願い出、将軍秀忠より直茂への土産として大鷹二連を拝領した。元茂は帰国後鷹狩りをおこない、獲物である鶉を直茂に贈った。直茂はその謝意と元茂の身を案じた書状を元茂へ送ったという<sup>22</sup>。

以上のエピソードにもとづくと、勝茂による諸猟許可は、元茂に猟をおこなわせて直茂を喜ばせるためにみえる。ただ元茂は庶子の身だが、勝茂正妻の子である忠直・直澄はいまだ幼い。元茂は勝茂の跡を継ぐ可能性があり、嫡子に準じた立場とみなし、勝茂は無制限の諸猟許可を出したのではなかろうか。

しかし寛永18年の段階では、元茂（および直澄・直朝）は分家の当主、すなわち藩主の臣下としての地位が確定していた。寛永18年令は、こうしたタイミングで出されたものだった。

それでは寛永18年令を検討しよう。まず「何鷹ニても不遣在所、付鴨・雁ニても」とされた場所が書き上げられている。いかなる鷹も使用を禁止し、かつ「鴨・雁ニても」とは「鶴はもちろん、鴨・雁すらもだめだ」という意であろう。図1の地名のうち、下線を引いたものと斜字のものが、「不遣在所」に指定された地である。小城郡・杵嶋郡に集中しているが、寛永17年「御法度在所之覚」に記された三根郡・神埼郡・佐嘉郡・藤津郡の法度場は除外されている。なお「御法度在所之覚」には、特に家格による特例は定められていない。

たとえば龍造寺四家のひとつで勝茂に重用された多久安順は、鷹場のうち芦刈（芦ヶ里）などでの鷹狩りを許されており<sup>23</sup>、一部の家臣に鷹場を使わせることはあったようだ。ただそれは一時的なものであり、寛永18年令のように、明文化されてはいなかった。すなわち元茂たちは、分家＝藩主の家臣として鷹場の全面使用は禁じられたが、一部の使用は認められたことで、龍造寺四家以下の家臣たちとは区別されていた（表1の「親類」四家は、いまだ成立していない）。

また寛永18年令は、知行地における元茂の「諸猟法度」制定を認め、元茂領において勝茂の鷹による狩りを行う場合、元茂の付家老である鍋島式部が発行する「手形」を取るとしている。ただし「御法度在所之覚」表2にも登場する正手・津野（津ノ）さうみ<sup>24</sup>・餅田・三ヶ嶋では、元茂の在国時のみ鷹狩りを認め、勝茂在国時には禁じられた（元茂在府時、鷹師に元茂の鷹を使わせることも禁止）。

ほか元茂の家中では、勝茂が認めた者のみ鷹の使用が許され<sup>25</sup>、元茂の独断で許可を出せなかった。寛永20年の「鷹場誘」では、「家中」（勝茂の直臣）に法度場以外での鷹使用が認められていたことをあわせると、陪臣には認めないことで、直臣と陪臣に格差を設けていたようだ。

このように、元茂の知行地といえど、藩主勝茂による統制が敷かれていた。管見の限り、大配分家臣の知行地内での諸猟にかんする規定は、この寛永18年令が初見である。従来からの規定が元茂に適用されたのか、ここで初めて制定されたのか、もしくは元茂のみ特別扱いされたのか、今後の課題としたい。

寛永18年令をうけ、元茂は翌19年2月18日、付家老鍋島式部にたいし諸猟にかんする規定を通達している<sup>26</sup>。佐賀藩の法度場にかんする規制は出てこないが<sup>27</sup>、当然ながら寛永18年令の下に位置する。表4に、諸猟の認可にかんする規定のみまとめた。1は、寛永20年「鷹場誘」における3月～7月の鉄砲許可と共通する。白鷺・鶉の猟禁止は寛永18年令にも定められている。また2や6から、元茂領独自の「狩山」が設定されていたことがわかるが、今のところ位置を特定できていない。

3、4、8は毘獵や鳩打獵、隼・鶉による鷹狩りにかかる規定だが、夏や9月～2月、秋と限定付ながら、猟を認めている。4の場合、鴨が対象となっているように冬鳥飛来の時期だが、鉄砲のように音を立てたり、鷹狩りのように獲物以外の鳥に影響を与えることがなければ、容認された。

表4 寛永19年元茂知行地内の諸獵法度（一部）

1	小城領内の陸上では、3月朔日から6月晦日まで、筈の発行により鉄砲による鳥獵を認める（唐鳩・鶺鴒・白鷺は禁止）
2	「狩山」付近をのぞき、筈の発行により雉子獵を認める
3	夏の締獵は、筈の発行により認める
4	9月1日から2月晦日まで、締での鴨獵と鳩打獵を筈の発行により認める
5	山内と山代では、筈の発行により鉄砲・締獵を認める
6	「狩山」付近の田畑に猪が現れた場合、夜間のみ空砲での「をとし鉄砲」を認める
7	元茂帰国時は、一切の獵を認めない
8	当秋は、隼・鶺鴒を筈の発行により認める

番号は筆者による。

しかし7にあるように、元茂在国時は一切の獵が禁止されており、元茂領一円は、彼のための獵場と化した。また8は、寛永18年令にあった佐賀藩主・勝茂が認めた者以外、鷹の使用を禁じた規定とあわせて考えると、筈は勝茂が認めたことを示す証しなのだろう。ただ元茂独自の規定により、時期を秋に限定していることは、勝茂の筈にたいし、元茂が一定の権限を行使し得たのかもしれない。

次に正保2年令を検討しよう。まず諸獵の全面禁止地域が定められており、図1の○を付した地名があたる（小田と山口は、それぞれ「一職」と「山」に分けて書かれているが、図1では省略した）。続いて元茂・直朝本人に限り鷹狩りを認める鷹場として、新庄・木角・蠣久・八戸など佐嘉郡の地、および福母・焼米・志久・北方の「里目」（平野部、図1は山のみ）の使用が許されている。あくまで兩人自身に限られ、彼らの鷹といえども鷹師による鷹狩りは許されなかった。寛永18年令は、全面禁止の場のみだったが、正保2年令ではもう一段階、制限を加えた場が設定された。

あるとき島原藩主高力撰津守より、鷹師を派遣するので佐賀藩領内で鷹狩りをさせてほしい旨、勝茂および重臣多久美作のもとへ依頼がきた<sup>28</sup>。

これに対し勝茂は、まずは三根・神埼郡で鷹狩りをさせ、その他の場所を望んだ場合は佐嘉郡までは認め、白石・佐留志・山口・小田・芦ヶ里は決して許すなど、美作へ命じている。高力関連ではもう一通勝茂から多久美作へあてた書状があり<sup>29</sup>、上記の書状との前後関係は不明だが、勝茂は高力撰津守の依頼を「迷惑ニ存候」とし、美作へ高力の鷹師に対し「断可被申」と命じている。ただ「断」の内容は、「20日か30日以内にしてくれ」というもので、高力の依頼はそれより長かったことになる。この書状でも、勝茂は小城郡・杵嶋郡の鷹場は断じて使わせないう厳命しており、彼が両郡をとりわけ大切な鷹場とみていたことがわかる。

以上、勝茂が元茂・直澄・直朝の分家当主たちにあてた規定を検討したが、

- ①3人を、佐賀藩主（および嫡男も含むだろう）と明確に区別し、知行地内にもさまざまな制限を加えた。ただ龍造寺四家以下よりは優遇していた。
- ②小城郡・杵嶋郡の鷹場は、彼らにも使わせなかった。

この2点が注目される。次に②について、なぜ勝茂が両郡の鷹場にこだわったのか、検討したい。

### 3 小城郡・杵嶋郡の鷹場

勝茂が小城郡・杵嶋郡の鷹場を大切にしたのは、これらの地を鶴の獵場として認識していたためである。ここまで検討してきた史料から、鶴にかかわる部分をみてみよう。

まず元和4年（1618）の「定置條々」では、前述のように鉄砲の「稽古」を3月～7月に限定し、鶴を含む冬鳥の飛来に影響しないよう定めていた。次に寛永11年（1634）の勝茂書状によれば、鷹場を通る道々について、それまでは秋冬は封鎖して人の通行を禁じていたという。しかしそれだと雁・鶴が人に慣れないため、今秋より封鎖を解除して鳥を人に慣れさせることにした。その

方が、鳥を捕獲しやすいと判断したようだ。しかし寛永20年(1843)の「鷹場誘」には、「植木・本土井」のふたつの道について、西側の通行を禁じている。植木の詳細は不明だが、本土井は慶長期に築かれた堤防であり、道としても利用された。通行が禁止された西側とは、小城郡・杵嶋郡のことだろう。

寛永18年(1841)令においては、牛津川より西(ほぼ杵嶋郡を指す)での隼使用を禁じ、その理由として、「雁・鶴を追立鳥あらく成」としている。隼に追われた雁や鶴が凶暴になり、本来の大鷹を用いた鷹狩りのさい、捕獲が難しくなるということだろうか。前述寛永11年勝茂書状には、鶴ではなく雁について、隼の「羽ふり」をみると「あらく」なり、「大鷹あわせ候儀難成もの二候」とある。また佐嘉・小城・杵嶋郡での鶴捕獲を禁止し、鶴が飛来したさいは、その近辺での鉄砲・鷹狩り(鶴以外を狙う)をも禁じている。言い換えればほかの郡(三根・神埼郡など)では許していることになり、正保2年(1645)令には、三根・養父・神埼郡では鶴・雁も鉄砲で撃つてよい、とされている。これらの規定は元茂らに特別に鶴捕獲を許可したというより、佐嘉・小城・杵嶋郡以外にはあまり鶴が飛来していなかったためではなかろうか。一定数飛来が見込めれば、藩主の鷹場として、息子たちでさえも排除しただろう。

寛永20年の「鷹場誘」には、新庄と木角の「寄内」に「しはり」を深く掘ること、新庄と蠣久では「水つゝミ」を「鶴の泊」にすること、とある。「寄」については「かやハすて、是土の高さ五尺五寸」とされており、茅を伐採したうえで、1.5メートルほどの盛り土を行ったようである。ほかの史料でも、年末詳2月14日多久美作宛勝茂書状には<sup>30</sup>、白石の「さゝ嶋」と芦ヶ里に、この春「寄」を築くよう命じたとある。春に「寄」を築くのは、新しい「寄」には人の足跡や土を取った跡があり、「鶴はミシミ不申」という。人の形跡があることにより、鶴が寄りつかないということだろうか。そのため春に「寄」を築き、秋には

人の形跡がなくなるように、との判断のようだ。また年末詳9月28日多久美作・諸岡彦右衛門尉<sup>31</sup>宛勝茂書状によると、当春の「寄」修理を国元の鍋島式部・同玄蕃に指示したが、兩人に「手透」がなかったのでできなかった。そのため来年の春にはきちんと修理するよう、9月の段階で指示を出している。勝茂は「来年帰国しても、(鷹狩り以外)ほかに慰みがない」と記しており、ここでも彼の鷹狩り好きがうかがえる。

この書状で勝茂は、次のように述べている。今冬捕獲予定だった鶴は、江戸での入用(贈答など)に用いるつもりだった。早飛脚を用いれば、14日程度で佐賀から江戸まで鶴を送ることができる。しかし今冬は、茶を進物に用いた。江戸で鶴を買い求めると、非常に高価なためだ。鶴の捕獲は佐賀藩の江戸での贈答などに欠かせなかったこと、この冬は「寄」の修理ができなかったためか鶴が捕れなかったこと(そのため茶を進物とした)がわかる。

「鷹場誘」の「水つゝミ」については、年末詳有田左馬助宛勝茂書状<sup>32</sup>に、新庄・柿久(蠣久)において冬のあいだ「水つゝミ」を設けるが、稲の収穫が遅れたために延引しているとある。そのうえで、もう稲刈りは終わったので「水つゝミ」を設け、雁・鶴を呼び寄せるとしており、収穫後の水田を用いて、冬鳥を呼び寄せる環境を整えたようだ。

以上、これまで検討した史料を中心に、鶴にかかわる記述をみてきた。ほかにも年末詳5月19日鍋島生三宛勝茂書状<sup>33</sup>には、「まな鶴卵式ツ巢立申」とあり、マナヅルの卵を孵化させ、巢立つまで育てたとみられる記述や、年末詳8月22日多久美作・諸岡彦右衛門尉宛勝茂書状<sup>34</sup>には、佐賀では鶴の「すわり」が少ない(飛来が少ないという意か)ため、大坂で購入した大鷹は肥後細川家へ送り(佐賀藩の鷹師が同行)、鶴の「取飼」を行いたいとする記述がみられる。また年末詳霜月16日元茂・直澄宛勝茂書状<sup>35</sup>によると、勝茂は兩人に白石・芦ヶ里・佐留志・山口以外の鷹場



の使用を認めているものの、捕獲対象から鶴を除外しているほか、直澄へ大鷹二連を贈ったが、それは「雁取」「鴨取」の大鷹だった。

以上、勝茂が小城郡・杵嶋郡（および佐嘉郡）の鷹場にこだわった理由を、鶴捕獲のためだと考えた。「寄」などの土木構築物を設け、人の通行を禁止するなど、鶴のためにさまざまな手段をとっている。勝茂は寛永11年の書状のなかで、贈答・進物用に鶴を江戸で必要としていると述べていたが、一方では「慰」と表現し、彼自身が鶴を狙う鷹狩りを非常に好んでいた。勝茂にとって鷹狩りは、スポーツ・レジャーとしての感覚も大きかったようだ。

「鷹場誘」には、新庄など6ヶ所の鷹場について、「我等鷹ニても私ニ不遣事」と定めている。鷹狩りがもつ権力の誇示・献上物の確保という藩（主）の公務という面のほか、「慰」という勝茂個人の欲求にもとづく面があり、後者が前者を侵害しないよう、自制していたのではないだろうか。

#### 4 「諸獵方御法度」の成立

明暦2年（1656）12月、勝茂は幕閣へ隠居を願い出、翌3年2月19日<sup>36</sup>、嫡孫・光茂へ藩主の座を譲った。同年3月24日勝茂は死去し、26歳の光茂が、祖父の威光に頼らず佐賀藩を統率することになった。

このとき分家の筆頭格である元茂はすでに亡くなっていたが、光茂からみて叔父にあたる直澄・直朝・直弘・直長は存命であり、元茂の跡を継いだ直能も、従兄とはいえ光茂より10歳年上だった。光茂はこうした叔父・従兄たちから、さまざまなプレッシャーを受けることになる。

光茂は鷹狩りなど武張ったものより和歌など文芸を好んだようで、和歌に秀で、皇族や公家との交流を深めていた直能<sup>37</sup>と、たびたび和歌談議をおこなっていた<sup>38</sup>。叔父・直弘にはこれが気に入らなかったようで、直弘が光茂に宛てたと推定される書状<sup>39</sup>は、公家との交流や「慰」（和

表5 万治3年諸獵方御法度

1	大鷹・隼の使用は親類・家老・大組頭までとする。鷹数は定めない。当主・嫡子以外は禁止
2	鷹の使用を許された者が、他人に鷹を使わせたり預けたりすることを禁止
3	家中の鷹場は佐嘉郡・三根郡・養父郡・神埼郡とする
4	鶴・鴻、および佐嘉郡平野部での鳩獵は禁止
5	親類・家老は知行地内でのみ法度制定を許す
6	親類・家老の知行地内でも、藩主の命を受けた者が鉄砲・締・鷹を使うに異議は申し立てられない
7	親類・家老の知行地内は鷹・締・鉄砲を許す。ただし藩主の法度場は鷹のみ許す
8	鶴の使用・鶉の網獵は、一部の者のみ許す（表6参照）
9	諸獵方の儀は、鍋島隼人・野田久右衛門に申し付ける
10	小城鍋島領の餅田・正手・津野・三岳寺前・三ヶ嶋は法度場とする。ただし直能は鷹狩りおよび鉄砲にて雁・鴨獵を許す
11	芦ヶ里・久保田は諸獵禁止、ただし知行地を有する親類・家老は鷹を許す
12	杵嶋郡一職は法度場とする、ただし親類・家老は同上、および直澄は鉄砲にて雁・鴨獵を許す
13	白石山・須古山、佐嘉城周辺、犬童林は法度場とする
14	海上法度場を設ける、ただし藩主の裁量で許可する場合あり

番号は筆者による。

歌のことだろう)に没頭する光茂を厳しく戒める内容となっている。直弘と直長は、光茂治世期に佐賀藩の重職についており、先行研究では鍋島一門の権力強化ととらえているが<sup>40</sup>、筆者には、若年藩主であることに乗じ、分家中が藩内における発言力を高めようとしたようにも思える。

光茂自身が鷹狩りをおこなったり、鷹狩りに言及した書状などは見いだしていないが、万治3年（1660）8月10日直能宛光茂書状<sup>41</sup>では、直

能に大鷹・隼 15 連を許可し、鷹数に不正のないよう厳命している。勝茂同様光茂も、鷹狩りにかゝり分家へ統制を加えていたことがわかる。

続いて万治 3 年 (1661) 11 月 21 日、「諸獵方御法度」<sup>42</sup>が制定される。その要点を表 5 にまとめたが、まず諸獵方という職制が設けられた点 (9) に注目したい。勝茂期は、管見の限り「鷹奉行」など鷹の育成・管理にかゝる職制は存在したが、佐賀藩全体の諸獵を統括するポストはみあたらない。重臣への特別な鷹狩り許可などから推測するに、勝茂の裁量により諸獵の統制が行われていたのだろう。治茂の代にいたり、法制・職制により諸獵を統制するようになった。

勝茂期との違いは、まず鷹の使用を親類・家老・大組頭 (表 1 にあわせると、親類：三家・親類、家老：親類同格、大組頭：家老・着座と本稿では考える) に限定した点 (1) である。実際に小身家臣が鷹を所持することは経済的にも難しかっただろうが、形式的には、直臣すべてに許されていた。しかしここでは大身家臣に限定し、それ以下の家臣たちとの格差を明確にしている。

また寛永 18 年令や正保 2 年令では、元茂・直澄・直朝を明確に臣下として扱いつつ、他の家中よりは鷹場の使用などで優遇していた。しかし諸獵方御法度では、他の大身家臣と同じ扱いとなった。唯一特権といえるのは鷓の使用と網による鶉獵だが (8)、これも親類・家老層 (表 6、鍋島主水が含まれている理由は不明) に許されており、三家のみの特権はみられない。このように、家臣の序列形成においては、大身と小身の格差を明確にしつつ、三家を他の大身家臣のなかに落とし込むこととなった。

原則として一切の獵を禁じる法度場は、ほぼ小城郡・杵嶋郡に設けられ (10~13)、佐嘉郡以東は海上と犬童林、佐嘉城周辺 (「城廻大構之内」) を除いて廃止され、家中に使用させた (3)。もともと勝茂も、神埼郡以東は元茂らに鉄砲すら許可しており、さほど重要な鷹場ではなかったが、勝茂が重んじていた新庄周辺 (嘉瀬川東岸付近) を

表6 諸獵方御法度において大鷹・隼を許された家臣

氏名	知行高 (石)
○ (蓮池) 鍋島甲斐守直澄	52,625
○ (鹿島) 鍋島和泉守直朝	20,000
○ (小城) 鍋島加賀守直能	73,253
○ (白石) 鍋島山城直弘	9,025
○神代大和直長	11,663
鍋島摂津守直之 (直澄嫡子)	
鍋島常陸直孝 (直朝嫡子)	
鍋島翁介直堯 (直弘嫡子)	
○村田城之助政辰	10,770
○多久美作茂辰	21,600
○ (武雄) 鍋島能登茂和	21,600
多久長門茂矩 (茂辰嫡子)	
○諫早豊前茂真	26,200
鍋島刑部茂紀 (茂和嫡子)	
○ (須古) 鍋島阿波茂俊	8,250
○ (横岳) 鍋島主水武興	7,500
鍋島平五郎茂英 (武興嫡子)	
(神代) 鍋島中務茂貞	5,513
鍋島三河	不明
(深堀) 鍋島志摩茂里	6,000
(姉川) 鍋島縫殿茂泰	5,051
(太田) 鍋島式部貞恒	5,000
鍋島宗右	不明
有田勘解由孝紀	2,200
(納富) 鍋島監物正純	2,700
岡部宮内重利	2,500
(伊万里) 鍋島隼人教澄	1,783
(山代) 鍋島喜左衛門武	2,250
石井兵庫孝成	1,758
(千葉) 鍋島玄蕃常貞	3,000
多久兵庫安胤 (茂辰子、分家)	1,000
中野数馬政利	1,360
大木兵部知昌	1,250
相良求馬及真	750
中野主馬正那	不明

人物比定や知行高は藤野保「政治過程および政治形態」(『佐賀藩の総合研究』第2章第1節)、「葉隠聞書校補」より。強調文字は親類・家老、○は鷓などを許された者 (表5の8)

法度場から除いたのは、理由がわからない。なお海上については(14)、「～江 同瀉」と記され、川の河口付近とその先に広がる干瀉を示している。その分布は杵嶋郡から三根郡までの有明海・筑後川沿岸をほぼ押さえており、海上での諸猟はほぼできなかつたとみられる。

知行地における法度制定は、勝茂期には元茂のみ確認できたが、ここでは親類・家老全員に許されている(5)。ただやはり、彼らの知行地といえども藩主の命による諸猟は実施された(6)。

以上、光茂による諸猟方御法度の制定は、佐賀藩家臣内の序列を鷹・鷹狩りにより明示化するとともに、三家を特別視しないという光茂の決意のあらわれでもあった。そのご光茂と三家のあいだではさまざまな葛藤が繰り広げられ、最終的には天和3年(1683)、「三家格式」の制定により佐賀藩主と三家の関係が確定する。諸猟方御法度はその20年以上前だが、「三家格式」制定に向けたスタートラインだったと考えたい。

## おわりに

「はじめに」で言及した福田千鶴氏の研究に示されていたとおり、佐賀藩においても鷹・鷹狩りは、藩主と家臣の関係を考えるうえでの有効な素材となりえた。佐賀藩の場合は分家(三家)問題という独自の事情を抱えていたが、分家の創出から地位の確定(「三家格式」)までの過程を考えると、鷹・鷹狩りをめぐる諸規定に、勝茂・光茂の三家にたいする考えをみることができた。

また、勝茂の(筆者には)異常とも思える鷹・鷹狩り好きは、今後近世初頭の鷹狩りの実態を検討するうえで、貴重な事例となるだろう。本稿ではわずかしこ紹介できなかつたが、勝茂が鷹狩りに言及している書状などは数多あり、そのため佐賀藩関係史料において鷹狩りにかんする史料は、近世初期がもっとも多いといっても過言ではない。さらにその多くが『佐賀県史料集成』などの刊本や佐賀県立図書館のデータベースでみるこ

とができ、これらの史料が多く研究者に共有され、広く研究が進められることを期待したい。

最後に、本稿では17世紀中頃までを対象としたが、それ以降の佐賀藩における鷹狩りについて、若干展望を述べたい。藩主の年譜<sup>43</sup>をみるかぎり、鷹狩りを好んだ藩主としては四代吉茂(在任宝永4年(1707)～享保15年(1730))、八代治茂(明和7年(1770)～文化2年(1805))、十代直正(文政13年(1830)～文久元年(1861))の3人を挙げることができる。そして彼らが鷹・鉄砲を用いた鳥猟の場としたのは、佐嘉郡の川副・与賀一帯だった(図1の、飯盛や鹿江あたり)。勝茂がこだわり、光茂も受け継いだ小城・杵嶋郡の法度場は、藩主の鳥猟にはほとんど使われなくなった。この変化が何を理由にしたのか。コストの問題(佐嘉郡の猟場なら日帰りできる)か、それとも鶴や雁などの飛来に変化が起きたのか。この点を中心に、今後も佐賀藩の鷹・鷹狩りについて検討していきたい。

## 註

<sup>1</sup> 藤野保編『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、1981)、高野信治『藩国と藩輔の構図』(名著出版、2002)、野口朋隆『近世分家大名論』(吉川弘文館、2011)など。

<sup>2</sup> 「三家格式之大概」(佐賀県立図書館所蔵『白石鍋島家資料』360、伊藤昭弘編『鍋島元茂一父を支え、小城を領す一』(佐賀大学地域学歴史文化研究センター、2017)に収録。佐賀県立図書館データベースにて閲覧可能。

<sup>3</sup> 鍋島報效会所蔵・佐賀県立図書館寄託『鍋島家文庫』322-5、『鳥栖市史資料編第三集 佐賀藩法令 佐賀藩地方文書』(鳥栖市役所、1971)に収録。

<sup>4</sup> 福田千鶴『江戸時代の武家社会—公儀・鷹場・史料論—』(校倉書房、2005)。

<sup>5</sup> 佐賀県立図書館編集・発行『佐賀県史料集成』第11巻332号文書。以下『佐賀県史料集成』(全30巻、1955～1990)に掲載されている史料は、『集成』11(巻数)－332(番号)と記す。鍋島生三は寛永6年6月に死去しており、本史料はそれ以前のものとなる。なお本史料は『集成』において、「坊所鍋島家文書」として収録されている。しかし現在佐賀県立図書館に所蔵されている『坊所鍋島家資料』のなかに、原本を見いだすことができなかった。

<sup>6</sup> 『坊所鍋島家資料』011.3、『集成』13-884。

<sup>7</sup> 多久市郷土資料館所蔵『多久家文書』、『集成』8-75。複製本が佐賀県立図書館で閲覧可能。

<sup>8</sup> 丸山大輝「近世初期における「鶴捉之鷹」調教の実態—福田研究室所蔵「池内文書」の紹介を兼ねて」(2018

年11月25日、本研究会報告、於釧路市)。

<sup>9</sup> 武雄鍋島家はがんらい後藤を名乗っていたが、茂綱の頃に鍋島姓を賜った。ただ本稿では、茂綱がいつ鍋島を名乗り始めたか、確認できなかった。

<sup>10</sup> 『坊所鍋島家資料』324、『集成』13-806。なお『佐賀県史料集成』には「右近尉」とあるが、筆者が原本を確認した限りでは「右近允」と判断した。

<sup>11</sup> 佐賀県立図書館所蔵『有田家文書』、『集成』14-28、複製本が同館で閲覧可能。宛所の6人は、後述する郡代もしくは代官と考えられる。

<sup>12</sup> もとは『佐賀県史料集成』による推定だが、江戸城普請にかんする記述があること、宛所の多久美作茂辰は寛永13年に家督を継いでいることから、この推定に筆者も同意している。

<sup>13</sup> 『多久家文書』、『集成』8-213。

<sup>14</sup> 「泰盛院様御代御書附」(佐賀大学附属図書館所蔵『小城鍋島文庫』OC7-8、伊藤昭弘編『成立期の小城藩と藩主たち』佐賀大学地域学歴史文化研究センター、2006所収)。なおこの史料(以下「泰盛院」とする)は、小城鍋島家に伝来した勝茂関係史料を同家の「旧記方」が編纂したものである(編纂時期は近世後期か)。研究会における筆者の報告において、勝茂の書状のひとつが、彼が死去した明暦3年(1657)より後の万治2年(1659)と本史料では比定されている点、指摘をいただいた。「御法度在所之覚」(以下「御法度」とする)も、「泰盛院」の編纂者が寛永18年と記しているのみで、「御法度」の本文に年月日の記載はない。

もうひとつ、小城鍋島家の什物などの目録のひとつである「御掛硯入込」(『小城鍋島文庫』OC1-2)をみると、上記万治2年と推定されている書状については、月日(10月23日)のみ記されている。ほか「泰盛院」の編纂者が寛永18年8月と記していながら、写された書状(鍋島元茂・直澄宛勝茂書状)には寛永18年9月とあるなど、単純ミスとみられる誤記もある(「御掛硯入込」には、寛永18年9月とある)。要するに「御掛硯入込」は史料に書いてある年月日しか記していないが、「泰盛院」は編纂者の推定や誤記があり、前者の方が信頼できると筆者は考えた。問題の「御法度」は、「御掛硯入込」には「寛永十七年御獵御法度場在所付 半紙横帳 壺通」と記されており、本稿では、これをもとに「御法度」を寛永17年とした。ただ「御法度」には「寛永拾八年三月より同五月中、かり締并網壺丁にて雉取被申候儀堅存候」と、寛永18年についての記述もある。そのため寛永17年に成立した「御法度」だが、後半部は後年書き加えられたものではなかろうか。

<sup>15</sup> 「泰盛院様御代御書附」。

<sup>16</sup> 年未詳10月6日有田左馬助宛勝茂書状(『有田家文書』、『集成』14-31)。

<sup>17</sup> 郡代は、農民にたいする教諭・懲罰など支配にかかること、代官は年貢にかんする業務を担った。

<sup>18</sup> 藤野保「佐賀本藩と三支藩の成立」(『佐賀藩の総合研究』第1章第2節)。

<sup>19</sup> 「泰盛院様御代御書附」。

<sup>20</sup> 「元茂公御年譜」(佐賀県立図書館編集・発行『佐賀県近世史料』第2編第1巻、2009)。

<sup>21</sup> 元和3年4月5日付元茂宛直茂領知讓状が伝存している(佐賀県立博物館所蔵『小城鍋島家文書』、『集成』30-1、伊藤編『鍋島元茂一父を支え、小城を領す』に

翻刻と写真を収録)。このとき元茂は、定米(年貢米)高10,363石余を相続した。

<sup>22</sup> この書状は「元茂公御年譜」に写されており、3月22日の日付があるのみで、「御掛硯入込」は年次未詳としている。ただ元茂が直茂生存中に佐賀領内にて鷹狩りを行う可能性はこのタイミングしかなく、年譜の記述は信頼できると考える。

<sup>23</sup> 『多久家文書』、『集成』8-18。

<sup>24</sup> 「さうみ」については、残念ながら不明である。

<sup>25</sup> 正保4年(1647)4月27日、勝茂は鍋島直弘(同3年、白石鍋島家を興す)配下の成富左兵衛尉長利にたいし、鷹場以外での鶴所持・使用を認めている(『集成』20-21)。陪臣は、勝茂(藩主)の許可がなければ鷹が使用できなかったことが、ここでも確認できる。

<sup>26</sup> 「元茂公御代御政事之部」(『小城鍋島文庫』OC7-18、伊藤編『成立期の小城藩と藩主たち』に収録)。

<sup>27</sup> 「大條之法度」という文言があり、寛永18年令を指すとも考えたが、断定できなかった。

<sup>28</sup> 『多久家文書』、『集成』9-385。

<sup>29</sup> 『多久家文書』、『集成』9-389。

<sup>30</sup> 『多久家文書』、『集成』8-185。

<sup>31</sup> 諸岡の具体的な肩書きは不明だが、多久美作とともに藩政にかんするさまざまな指示を勝茂より得ており、要職にあったとみられる。なお幕末に編纂された「葉隠聞書校補」(『佐賀県近世史料』第8編第1巻、2005)によると、諸岡は正保3年10月に御蔵方頭人を罷免され、知行も召し上げのうえ鹿島鍋島家に預けられたという。

<sup>32</sup> 註16に同じ。

<sup>33</sup> 『集成』12-427、本史料も『集成』には「坊所鍋島家文書」とあるが、原本を見いだせなかった。

<sup>34</sup> 『多久家文書』、『集成』8-121。

<sup>35</sup> 佐賀県立図書館所蔵『蓮池鍋島家文庫』011.1-19、『集成』14-16。

<sup>36</sup> 「勝茂公譜考補」(『佐賀県近世史料』第1編第2巻、1994)。

<sup>37</sup> 直能の文芸については、伊藤編『成立期の小城藩と藩主たち』および白石良夫・青木歳幸編『小城藩と和歌～直能公自筆『岡花二十首和歌』の里帰り～』(佐賀大学地域学歴史文化研究センター、2013)を参照。

<sup>38</sup> 「乗輪院御書并御書物写」(『小城鍋島文庫』OC7-9)、「乗輪院様御代御書物写」(同OC7-10)。いずれも伊藤編『鍋島元茂』に収録。

<sup>39</sup> 「鍋島直弘(カ)口上覚書」(『白石鍋島家資料』326、佐賀県立図書館データベースにて閲覧可能)。

<sup>40</sup> 藤野保「権力構造と政治形態」(藤野編『続佐賀藩の総合研究』第1章第1節、吉川弘文館、1987)。

<sup>41</sup> 「乗輪院御書并御書物写」。

<sup>42</sup> 「諸獵方御手頭」(『鍋島家文庫』071、同館にて複製本の閲覧可能。また註38史料にも写されており、伊藤編『鍋島元茂』に収録している)。本文では要点のみ表にまとめたが、参考のためここに全文を掲載したい。( )の番号は、表5に対応している。

なお本史料と同内容のものが、「諸獵方御法度之遊出控」(『鍋島家文庫』071)との表題で伝来している。本史料と比較すると、(3)の条文中に三根郡が記載されていない。ただ註38史料の写には三根郡も記されており、本稿では「諸獵方御手頭」に拠った。

覺

- 一親類・家老・大組頭迄を切ニ大鷹・隼以名付差免候、但鷹數ハ定なく候、嫡子ニ親之鷹をつかわせ候儀は心次第ニ候、直子たり共ニ男よりハ惣家中并ニ法度ニ申付候間、能々不相乱様ニ甲斐守・和泉守・加賀守・山城・大和被致其嗜、下々候様ニ心遣尤候事(1)
- 一鷹差免候名付之外ニ直之者・又家中ニよらず、又免之儀は不及申預ケ鷹法度ニ申付候事(2)
- 一家中鷹持共ニ為鷹場佐嘉郡・三根郡・養父郡・神埼郡差免候事(3)
  - 但鉄炮を打、締を差候儀堅可為停止事
- 一誰人ニよらず領中にて鶴・鴻取候儀并佐嘉郡里目にて鳩取候儀堅停止之事(4)
- 一親類・家老ニても蔵入・配分之内、山・里によらず其身知行之外私ニ諸獵法度仕候義可為禁止事
  - 但親類・家老知行内之儀は可為格別事(5)
- 一親類・家老中知行内ニても我等用所ニ付て鉄炮を打せ・締をさせ・鷹をつかわせ候刻、直切手之儀ハ不及申役者共手形たり共其者ニ至て領主として異儀を申間敷事(6)
- 一親類・家老知行内之儀ハ山・里ニよらず鷹・締・鉄炮差免候、但我等直法度之在所ハ鉄炮・締可為停止事(7)
- 一領中法度場山之外山内一職、家中・下々迄鉄炮差免候事
  - 但里目之境能令吟味、猥ニ里目にて鉄炮打候儀堅停止之事
- 一三根・養父兩郡一職、山城・大和・翁介・城之助自身鉄炮打被申候儀差免候、人を遣打候儀ハ停止之事
  - 但兩郡之内其身知行外法度を仕、定置候鷹持共鷹つかひ候儀、其外獵方一通ニ構被申間敷候、知行所ニ鉄炮打被申候所然々無之由候付、右兩郡にて鉄炮被打候儀差免候事
- 一如右定置候上ニ親類・家老中より蔵入並配分地山・里ニよらず私法度之在所を被申請候儀停止之事
  - 附近習之者其取次仕候儀法度ニ申付候事
- 一鶴・鶉あみかり之儀、自今以後弥如此中法度ニ申付候事(8)
  - 但甲斐守・和泉守・加賀守・山城・大和・城之助・美作・能登・豊前・阿波・主水自身并嫡子迄は、其身知行内計差免候、其親之鷹たり共知行外末々之子共据行候儀可為停止事
- 一鍋島志摩儀上使御用ニ付て鶴差免候所家老中同前之事
  - 但其知行内計ニて上使御用之鷹仕立候儀難成時は、時々ニ我等承届切手可差出事
- 一右為諸獵方之儀鍋島隼人・野田久右衛門申付候、若違背之輩於有之は右兩人より時々ニ定置候過代を取、其上ニて我等え可申聞事(9)
- 一我等在府中ニ右法度を背候者、何かしニても早速過代を取置、帰国之節可申聞事
- 一諸獵方緩之儀有之は、大目付并横目之者より申聞候様ニと申付置候間、法度を背候者致見聞、其段令用捨於不申出は、兩人越度ニ可申付事
- 一諸獵下横目書物之儀、鍋島六左衛門・大木兵部可見届事

法度場之在所

- 小城郡之内
- 一餅田
- 一正手

一つのさうミ

一三ヶ島さうミ

一三岳寺之前

右法度場之境如已前たるへき事

此在所ニて諸獵堅停止、但加賀守鷹つかひ被申候儀并自身被罷出候時計鉄炮ニて雁・鴨被打候儀差免候事(10)

一大道より下芦ヶ里・久保田一職

此在所ニて諸獵堅停止、但加賀守・大和・城之助銘々領分ニて鷹つかわれ候儀ハ差免候事(11)

一杵島郡此中より之法度場一職

但親類・家老中其身知行内之儀ハ、其領主鷹つかひ被申候儀差免候、締・鉄炮ハ停止之事

但甲斐守私領内之儀ハ其身被罷出候時計雁・鴨鉄炮ニて打被申候儀不苦候、家中之者などに打せられ候儀堅停止之事(12)

一白石山一職并須古山

一城廻大構之内一職

一犬童林(13)

海上法度之在所(14)

一かうとく江 同潟

但高橋迄

一廻江 同潟

一牛津江 同潟

一嘉瀬江 同潟

一今津江 同潟

一相応江 同潟

一千栗川より寺井海迄

一佐賀江 同潟

一塩田江 同潟

一浜之江 同潟

此五ヶ所ハ我等存寄ニて直切手を以至時差免儀も可有之候、下より之訴訟・近習之者取次候儀停止之事

諸獵方法度を背候者過代之定

一親類・家老中迄ハ壹度ニ銀子十枚

一大組頭迄ハ銀子五枚

一組付之知行取并又家中ニても侍ニハ銀子貳枚、下々ハ百疋之事

一又家中之者諸獵方法度相背候ハば、縦主人不存ニても自身法度を破たる同前ニ候条、主人方定之過代可差出事

一鷹・鉄炮縁者知音并家中之者ニても又免仕候儀、主人過銀三十枚、被免候者より過銀十枚之事

付鶴又免之過代右同前之事

右諸獵方之儀鍋島隼人・野田久右衛門え此手頭を以申付候条、親類・家中・下々迄無緩様ニ可被申渡者也

万治三年霜月廿一日

諫早豊前との

鍋島主水とのへ

鷹免候人数

甲斐守

和泉守

加賀守

山城

大和

摂津守

常陸  
翁介  
村田城之助  
多久美作  
鍋島能登  
多久長門  
諫早豊前  
鍋島刑部  
鍋島阿波  
鍋島主水  
鍋島平五郎  
鍋島中務  
鍋島三河  
鍋島志摩  
鍋島縫殿  
鍋島式部  
鍋島宗石  
有田勘解由  
鍋島監物  
岡部宮内  
鍋島隼人  
鍋島喜左衛門  
石井兵庫  
鍋島玄蕃  
多久兵庫  
中野数馬  
鍋島六左衛門  
大木兵部  
相良求馬  
中野主馬  
已上

霜月廿一日御印

諫早豊前との  
鍋島主水とのへ

鷹差免候

諫早大膳  
鍋島宗仙  
境原神主  
山辺淡路

右兩人并神主山辺淡路へ鷹差免候条、鷹場法度之儀は大物頭并ニ可被申付者也

霜月廿一日

諫早豊前との  
鍋島主水とのへ

<sup>43</sup>吉茂の年譜は『佐賀県近世史料』第1編第4巻(1996)、治茂は同第1編第5～10巻(1997～2002)、直正は同第1編第11巻(2003)に収録。

【付記】本稿は、2018年11月24日の本研究会(於鉾路市)でおこなった報告をもとにしている。研究会では貴重なご意見をいただき、本稿につながりました。記して御礼申し上げます。

【謝辞】本研究は、JSPS 科研費 JP16H01946の研究助成を受けたものです。

